

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

求釈明申立書

(本件除名処分が処分要件を満たすものか)

2025（令和7）年2月20日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

裁判所におかれては、被告に対し、以下の通り釈明権を行使されたい。

第1 釈明を求める前提

本件において、原告は、請求の趣旨第1項において、被告に対し、被告の
党員たる地位にあることの確認を求めているところ、本件除名処分がなされ
るまで、原告が被告の党員であったことについては、当事者間で争いはな
い。そのため、民事訴訟における一般的な主張立証責任の分配ルールに従え

ば、被告が、抗弁として本件除名処分が有効であることを主張し、その立証責任を負うことになる。

ところが、被告は、答弁書において本件除名処分の有効性に関する事実を認否しなかった。また、被告は、2024年9月2日の第2回口頭弁論期日において裁判長から釈明を求められたにもかかわらず、その後の準備書面

(1)においても本件除名処分の有効性に関する事実を認否せず、同年11月14日の第3回口頭弁論期日を経て、ようやく、2025年1月31日付の準備書面(2)において、原告の「4 本件懲戒処分は処分要件を満たさない」という主張(訴状24～38頁)に対する認否と概括的な反論をした。

しかし、上記準備書面(2)においては、認否と概括的な被告の反論は記載されているものの、処分要件の該当性について、その要件事実、及び、これに該当する具体的な主要事実が判然としない。

そこで、裁判所におかれては、被告に対して、次のとおり釈明権を行使するよう求める。

第2 釈明を求める事項

- 1 原告が訴状33頁で、規約3条4項に該当しないと主張したのに対し、被告は準備書面(2)の23頁でこれを「争う」としながらも、それ以上具体的な主張をしておらず、これでは抗弁の主張責任を果たしているとはいえない。

そこで、規約3条4項の「派閥・分派」を定義するとともに、原告が「派閥・分派」をつくったことを示す評価根拠事実を明らかにされたい。

- 2 原告の訴状33～34頁における規約5条2項に該当しないと主張に対しても、被告は、準備書面(2)の23頁でこれを「争う」とするのみであり、それ以上の具体的な主張をしない。

そこで、規約5条2項の「党に敵対する行為」を定義するとともに、原告が「党に敵対する行為」を行ったことを示す評価根拠事実を明らかにされたい。

- 3 原告の訴状35～36頁における規約5条5項第4文の「党首公選制をしない」という「党の決定」がないこと、及び、2004年新綱領以降に「核抑止抜き専守防衛」を認めてはならない、「安保条約堅持」を主張してはならない、自衛隊合憲を主張してはならないという「党の決定」がないことに対しても、被告は、準備書面(2)の23頁でこれを「争う」としたうえで、同23～25頁にかけて反論をしているが、何を「党の決定」としているのかが釈然としない。

そこで、規約5条5項第4文に違反すると認定するにあたり、いつの、どの決定を原告が違反した「党の決定」と認定したのかにつき、日付及び決定の方式等につき具体的な主要事実を明確にされたい。

- 4 原告が訴状34～37頁で規約5条5項に該当しないと主張したのに対し、被告は、準備書面(2)の23頁でこれを「争う」とするが、原告のいかなる行為が規約5条5項に該当するのかについての具体的な主張をしない。

そこで、原告が規約5条5項第4文の「党の決定に反する意見を、勝手に発表」したことを示す評価根拠事実を明らかにされたい。

- 5 原告は訴状36～37頁で、仮に原告の行為②(訴状25頁)が「党の決定」に反するのであれば、2015年10月15日の志位氏の発言も「党の決定」に反するものとして除名処分の対象にならなければならないと主張したが、被告は原告のかかる主張も争うようである。

そこで、仮に「安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持している」との「党の決定」があるのであれば、2004年に改訂された新要綱の記載

(訴状35～36頁)、2015年10月15日の志位氏の発言(同36頁)が、「党の決定」に違反しないという理由を明らかにされたい。

- 6 原告が訴状37頁で、規約48条にも該当しないと主張したのに対し、被告は、準備書面(2)の25頁でこれを「争う」とするのみであり、それ以上の具体的な主張をしない。

そこで、規約48条の「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」を定義するとともに、原告がこれに該当することを示す評価根拠事実を明らかにされたい。

- 7 原告が訴状38頁で規約49条及び同54条違反を主張したのに対し、被告は準備書面(2)の25頁でこれを「争う」とするのみであり、それ以上の具体的な主張をしない。

そこで、規約54条第1文の「もっとも慎重におこなわなくてはならない」に該当することを基礎づける事実を具体的に明らかにされたい(訴状38頁)。

以 上